

## 【評価委員会の所掌事務について】

## 1. 市長による事前の意見聴取に対する意見の提示等

	項目	根拠	内容		
1	業務方法書の作成・変更に対して市長が認可する際の意見	第22条第3項	<p>(第22条第1項)業務方法書は、法人が行う業務の方法の要領を記載した書類です。業務方法書は、法人が作成して市長の認可を受けなければなりません。</p> <p>(第22条第2項)業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定めることとされています。</p> <p>(第22条第3項)市長は、業務方法書を認可しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければなりません。</p> <p>(第22条第4項)法人は、市長の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければなりません。</p>		
	審議時期	評価委員会	市長	市議会	住民
	作成：設立時 変更：必要時	事前の意見聴取に対する意見の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務方法書の認可</li> <li>・評価委員会の意見聴取</li> </ul>	—	業務方法書の公表 (法人)
	項目	根拠	内容		
2	市長による中期目標の作成・変更の際の意見	第25条第3項	<p>(第25条第1項)中期目標は、中期目標期間において法人が達成すべき業務運営に関して市長が法人に対して指示する目標です。市長は、中期目標を定め、法人に指示するとともに、公表しなければなりません。</p> <p>(第25条第3項)市長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければなりません。</p>		
	審議時期	評価委員会	市長	市議会	住民
	作成：設立時及び 中期期間毎 変更：必要時	事前の意見聴取に対する意見の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標の作成、変更</li> <li>・評価委員会の意見聴取</li> <li>・市議会への上程</li> </ul>	中期目標の議決	中期目標の公表 (市長)
	項目	根拠	内容		
3	中期計画の作成・変更に対して市長が認可する際の意見	第26条第3項	<p>(第26条第1項)法人は、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより当該中期目標を達成するための中期計画を作成し、市長の認可を受けなければなりません。</p> <p>(第26条第3項)市長は、中期計画の認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければなりません。</p> <p>(第26条第5項)法人は、中期計画の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければなりません。</p> <p>(第83条第3項)公営企業型地方独立行政法人においては、市長が認可をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を受けなければなりません。</p>		
	審議時期	評価委員会	市長	市議会	住民
	作成：設立時及び 中期期間毎 変更：必要時	事前の意見聴取に対する意見の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期計画の認可</li> <li>・評価委員会の意見聴取</li> <li>・市議会への上程</li> </ul>	中期計画の議決	中期計画の公表 (法人)

	項目	根拠	内容		
4	中期目標期間の終了時に市長が所要の検討を行う際の意見	第31条第2項	(第31条第1項)市長は、中期目標の期間の終了時において、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしています。 (第31条第2項)市長は、その検討を行うにあたっては、評価委員会の意見を聴かなければなりません。		
	審議時期	評価委員会	市長	市議会	住民
	中期期間毎	市長が検討するにあたっての意見の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価委員会の意見聴取</li> <li>・所要の措置</li> </ul>	—	—
	項目	根拠	内容		
5	市長による法人の財務諸表の承認の際の意見	第34条第3項	(第34条第1項)法人は、毎事業年度、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に市長に提出し、その承認を受けなければなりません。 (第34条第3項)市長は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければなりません。 (第34条第4項)法人は、市長の承認を受けたときは遅滞なく財務諸表を公告しなければなりません。		
	審議時期	評価委員会	市長	市議会	住民
	毎年	事前の意見聴取に対する意見の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務諸表の承認</li> <li>・評価委員会の意見聴取</li> </ul>	—	財務諸表の公告 (法人)
	項目	根拠	内容		
6	法人が一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって市長が承認する際の意見	第40条第5項	(第40条第4項)法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に積立金があるときは、市長の認可を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標における業務の財源に充てることができる。 (第40条第5項)市長は、この承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければなりません。		
	審議時期	評価委員会	市長	市議会	住民
	必要時	事前の意見聴取に対する意見の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第40条第4項の承認</li> <li>・評価委員会の意見聴取</li> </ul>	—	—

	項目	根拠	内容		
7	法人が限度額を超えて短期借入をするに当たって市長が認可する際の意見	第41条第4項	<p>(第41条第1項)法人は、認可中期計画の第26条第2項第4号の短期借入金の限度額の範囲内で短期借入金を行うことができます。ただし、やむを得ない事由があるものとして市長の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができます。</p> <p>(第41条第4項)市長は、この認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければなりません。</p>		
	審議時期	評価委員会	市長	市議会	住民
	必要時	事前の意見聴取に対する意見の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第41条第1項の認可</li> <li>・評価委員会の意見聴取</li> </ul>	—	—
8	法人が短期借入の借換に当たって市長が認可する際の意見	第41条第4項	<p>(第41条第2項)第41条第1項の規定による短期借入金は、当該事業年度に償還をしなければなりません。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、市長の認可を受けて、これを借り換えすることができます。</p> <p>(第41条第4項)市長は、この認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければなりません。</p>		
	審議時期	評価委員会	市長	市議会	住民
	必要時	事前の意見聴取に対する意見の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第41条第2項の認可</li> <li>・評価委員会の意見聴取</li> </ul>	—	—
9	法人が重要な財産の処分をするに当たって市長が認可する際の意見	第44条第2項	<p>(第44条第1項)法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、市長の認可を受けなければなりません。</p> <p>(第44条第2項)市長は、この認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければなりません。</p>		
	審議時期	評価委員会	市長	市議会	住民
	必要時	事前の意見聴取に対する意見の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要財産の処分に当たっての認可</li> <li>・評価委員会の意見聴取</li> <li>・市議会への上程</li> </ul>	重要な財産の処分に関する議決	—

項目	根拠	内容		
10 法人の役員の報酬等の支給基準に関する市長に対する意見の申し出	第56条第1項において準用する第49条第2項	(第48条第2項)法人は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、市長に届け出るとともに、公表しなければなりません。(第49条第1項)市長は、この届出があったときは、その届出にかかる報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとしています。(第56条第1項において準用する第49条第2項)評価委員会は、通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、市長に対し、意見を申し出ることができます。		
審議時期	評価委員会	市長	市議会	住民
作成：設立時 変更：必要時	市長からの通知に対する意見の申出	法人から届け出のあった支給基準を評価委員会に通知	—	役員に対する報酬等の支給の基準の公表(法人)

## 2. 各事業年度及び中期目標期間における業務実績についての評価

項目	根拠	内容		
1 各事業年度における業務の実績についての評価	第28条第1項	(第28条第1項)法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければなりません。(第28条第2項)この評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならないとされています。		
審議時期	評価委員会	市長	市議会	住民
毎年	評価の実施	—	—	—
項目	根拠	内容		
2 各事業年度における業務実績の評価結果の法人への通知、法人に対する業務運営の改善等勧告(※勧告は必要時)	第28条第3項	(第28条第3項)評価委員会は、第28条第1項の評価を行ったときは、遅滞なく当該法人に対して、その結果を通知しなければなりません。この場合において、必要があると認めるときは、当該法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができます。(第28条第4項)評価委員会は、法人に対して評価結果の通知を行ったときは、遅延なく、その通知に係る事項(勧告を行った場合にあつては、その勧告内容も)を市長に報告するとともに、公表しなければなりません。		
審議時期	評価委員会	市長	市議会	住民
毎年 ※必要があると認めるとき	法人への評価結果の通知、業務改善の勧告	—	—	—

	項目	根拠	内容		
3	各事業年度における業務実績の評価結果の法人への通知、法人に対する業務運営の改善等勧告内容について、市長への報告及び公表	第28条第4項	<p>(第28条第3項)評価委員会は、第28条第1項の評価を行ったときは、遅滞なく当該法人に対して、その結果を通知しなければなりません。この場合において、必要があると認めるときは、当該法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができます。</p> <p>(第28条第4項)評価委員会は、法人に対して評価結果の通知を行ったときは、遅延なく、その通知に係る事項(勧告を行った場合にあつては、その勧告内容も)を市長に報告するとともに、公表しなければなりません。</p> <p>(第28条第5項)市長は、評価委員会から報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければなりません。</p>		
	審議時期	評価委員会	市長	市議会	住民
	毎年	法人への評価結果の通知、業務改善の勧告についての報告	議会への報告	—	評価結果の通知・勧告の公表(評価委員会)
4	中期目標期間における業務の実績についての評価	第30条第1項	<p>(第29条第1項)法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を市長に提出するとともに、公表しなければなりません。</p> <p>(第29条第2項)また、市長は、中期目標に係る事業報告書の提出を受けたときは、これを議会に報告しなければなりません。</p> <p>(第30条第1項)法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければなりません。</p> <p>(第30条第2項)この評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならないとされています。</p>		
	審議時期	評価委員会	市長	市議会	住民
	中期期間毎	評価の実施	—	—	—

	項目	根拠	内容		
5	中期目標期間における業務実績の評価結果の法人への通知、法人に対する業務運営の改善等勧告(勧告は必要時)	第30条第3項において準用する第28条第3項	(第30条第3項において準用する第28条第3項)評価委員会は、第30条第1項の評価を行ったときは、遅延なく当該法人に対して、その結果を通知しなければなりません。この場合において、必要があると認めるときは、当該法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができます。 (第30条第3項において準用する第28条第4項)評価委員会は、法人に対して評価結果の通知を行ったときは、遅延なく、その通知に係る事項(勧告を行った場合にあつては、その勧告内容も)を市長に報告するとともに、公表しなければなりません。市長は、評価委員会から報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければなりません。		
	審議時期	評価委員会	市長	市議会	住民
	中期期間毎 ※必要があると認めるとき	法人への評価結果の通知、業務改善の勧告	—	—	—
6	中期目標期間における業務実績の評価結果の法人への通知、法人に対する業務運営の改善等勧告内容について、市長への報告及び公表	第30条第3項において準用する第28条第4項	(第30条において準用する第28条第3項)評価委員会は、第30条第1項の評価を行ったときは、遅延なく当該法人に対して、その結果を通知しなければなりません。この場合において、必要があると認めるときは、当該法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができます。 (第30条において準用する第28条第4項)評価委員会は、法人に対して評価結果の通知を行ったときは、遅延なく、その通知に係る事項(勧告を行った場合にあつては、その勧告内容も)を市長に報告するとともに、公表しなければなりません。市長は、評価委員会から報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければなりません。 (第30条において準用する第28条第5項)市長は、評価委員会から報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければなりません。		
	審議時期	評価委員会	市長	市議会	住民
	中期期間毎	法人への評価結果の通知、業務改善の勧告についての報告	議会への報告	—	評価結果の通知・勧告の公表(評価委員会)